## (別紙)

## 【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】(大気系疾病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨	裁決の概要	参	考	
						審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	原処分年月日
	1 足立区	足立区の女性 (審査請求人 承継人)	平26.2.20	気管支ぜん息 遺族補償費・葬祭 料	る場合には当該誤嚥性肺炎を続発症と認めることはできないが、そのよ	審査請求人は被認定死亡者 の妻。審査請求人は、被認 定死亡者が指定疾病に起因 して死亡したとして申請。	葬祭料 平25.5.23 遺族補償費 平25.6.7	平25.9.13

## 【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求	指定疾病の区分 及び	裁決の概要	参	考	
	<u>አ</u> ፍ	<b>省旦胡</b> 尔八	年月日	審査請求の趣旨	では、	審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	原処分年月日
1		大阪府堺市の 女性	平28.1.12	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	入里の行師へのはく路座が認められ、また、者のいけ吸機能障害が認  められる しかし 放射線画像上がまん性胸膜即厚け認められず 著し	審査請求人は申請中死亡者の妻。申請中死亡者は石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平27.8.24	平27.11.16
2			平28.3.2	認定	棄却 放射線画像所見では中皮腫を否定することはできなかった。病理診断では、原処分時には悪性腫瘍であるとは認められたが、陽性となる抗体であるcalretinin、WT1、D2-40のうち陽性はWT1のみであった。当審査会は免疫染色calretininとPAS Alcian blueを改めて行ったがcalretininは陰性であり、中皮腫を指示する結果はえられず、「中皮腫の場合に陽性となる抗体及び陰性となる抗体をそれぞれ2抗体以上確認することが、診断の確からしさを担保するために必須である。」、「中皮腫の場合には、陽性となる抗体(中皮腫を同定するために用いられる抗体)としてcalretininの結果を添付することが強く推奨される。」とする留意事項を満たしていなかった。よって、中皮腫と認めることはできず、原処分を相当とする。	審査請求人は本人。審査請求人は石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平27.9.10	平28.1.25